

入札公告

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、下記により公告する。

令和 8 年（2026 年）10 月 28 日

下関市長 前田 晋太郎

記

- 1 件名
各教育支所所管施設プロパンガス購入
- 2 業務内容
別紙 1 仕様書のとおり
- 3 契約期間
契約締結日から令和 9 年 11 月 30 日まで
- 4 履行期間
令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 11 月 30 日まで
- 5 入札参加資格
 - （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - （2）下関市物品・役務競争入札参加有資格名簿の取扱種目「燃料類」に登録されていて所在地区分が市内、準市内 1、準市内 2 であること。
 - （3）下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
 - （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消の決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- 6 契約条項を示す場所及び日時
 - （1）場所 下関市教育委員会 教育部 学校支援課、下関市ホームページ上
 - （2）日時 公告の日から令和 8 年 11 月 13 日（金）午前 10 時まで

7 申請方法

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(別添)に次に掲げる書類を添えて郵送または持参し、提出すること。

- (1) 過去2年間の間に国または地方公共団体その他公共団体と種類をほぼ同じくする契約を2回以上又は1回のみ締結している業者においては、そのことを証明する書類(契約書等)の写し。(該当ある場合のみ)

8 申請書提出期間及び提出先

- (1) 申請書提出期間 令和8年11月9日(月)正午まで(必着)

- (2) 提出先 下関市幡生新町1番1号 教育センター
教育委員会教育部学校支援課経理係

9 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、令和8年11月10日(火)午後5時までにファクシミリ又はメールで通知する。

承認の通知を受けた者は入札参加資格を有するものとする。

10 質問の方法

- (1) 本入札に関する質問はファクシミリによること。
(2) 質問の期限は令和8年11月6日(金)正午までとする。
(3) 質問の回答は、後日速やかに質問者のみに回答する。
(4) 問い合わせ先 下関市教育委員会教育部学校支援課経理係
(ファクシミリ番号 083-222-8338)

11 入札方法

入札書(別添)を下記12(2)入札場所に持参すること。

郵便による入札は認めないこと。

12 入札(開札)日時等

- (1) 入札(開札)日時 令和8年11月13日(金)午前10時00分

- (2) 入札(開札)場所 下関市教育センター2階小研修室(1)
下関市幡生新町1番1号

13 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

14 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日(休日の場合はその翌日)までに書面を下関市教育委員会教育部学校支援課に持参することにより、その

理由について説明を求める事ができる。

- (2) (1) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び関係法令等に違反した入札は無効とする。なお、代理人をして入札させるときは、その委任状を代理人に持参させなければならない。
- (4) 入札参加者が開札日までに入札条件を満たさなくなった時、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するものが行った入札は無効とする。
- (6) 入札者が明瞭でない入札書又は入札金額の判読できない入札書によりなされた入札は無効とする。
- (7) 入札者の記名押印のない入札書又は住所の記載がない入札書によりなされた入札は無効とする。
- (8) 代理人でその資格がない者の行った入札又は1人で2人以上の代理として行った入札は無効とする。
- (9) 入札において、事故が起きた時や不正な行為があると認めた時は、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (10) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなった時、又は指名停止措置を受けた時は、落札決定を取消し、契約を行わないものとする。
- (11) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。